

寄 附 申 込 書

※ 赤で囲んでいるところへご記入・ご押印（認印）下さい。

令和 年 月 日

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター
 理事長 谷口 和博

住 所

氏 名

⑩

電話番号

私は下記のとおり、地方独立行政法人市立東大阪医療センターに寄附を申し込みます。

記

寄附金品の内容、金額・価格（相当額）、数量

内容	<input type="checkbox"/> 現金寄附 <input type="checkbox"/> 物品寄附（物品内容： ）
金額・価格（相当額）	
数量	

※ 現金寄附の場合は振込での受付とさせていただきます。

以上

寄附の使用目的 いずれかに✓をお願いします。

- 高度医療機器の整備
 施設又は設備の整備
 患者サービスの向上や高度・専門医療を提供するための病院運営費

※ チェックがない場合には、法人に一任とさせていただきます。

ホームページや掲示物等への氏名公開 いずれかに✓をお願いします。

- 可
 不可（匿名 様として掲載させていただきます）

※ チェックがない場合には、氏名公開不可として取扱いさせていただきます。

地方独立行政法人市立東大阪医療センター寄附及び遺贈受入規程《抄》

(受入の条件)

- 第2条 センターは、定款第17条に規定する業務にかかる寄附等に限り、これを受け入れることができる。
- 2 寄附等は、理事長が受領するものとする。
- 3 寄附等をしようとする者（以下「申込者」という。）が次の各号に掲げる条件を付したときは、これを受け入れることができない。
- (1) 寄附等により取得した財産を無償で申込者又は第三者に譲与または貸与すること
 - (2) 寄附等により得られた収益及び知的財産等を申込者又は第三者に譲渡し、または使用させること
 - (3) 申込者又は第三者が寄附等の受入にかかる会計を検査すること
 - (4) 寄附等の申込後も申込者又は第三者の意思により寄附等の全部または一部を取り消すことができること
 - (5) その他の反対給付を申込者がセンターに対して求めること
 - (6) その他理事長が病院運営上特に支障があると認める条件が付されているとき
- 4 次の各号に掲げるものは、寄附等を受け入れることができない。
- (1) 遺贈等の受入に伴い、センターの経費支出が著しく増大するおそれのあるもの
 - (2) その他理事長が適当でないと認めるもの
- 5 次の各号に掲げる申込者からは、寄附等を受け入れることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - (2) 法令により寄附等が禁止されている者
- 6 学術研究目的の寄附等については、日本製薬工業協会策定の「製薬企業による臨床研究支援の在り方に関する基本的考え方」に則していない場合は、これを受け入れることができない。